

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

串間市長 島田俊光

市町村名 (市町村コード)	串間市 (45207)
地域名 (地域内農業集落名)	三幸ヶ野地区 (三幸ヶ野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三幸ヶ野地区は串間市中心部から北へ約6kmに位置し、水田においては飼料作物、畑では食用甘藷、果樹、飼料作物の作付が行われているが、鳥獣被害の増加、サツマイモ基腐病の被害拡大などが大きな問題となっている。また、担い手については認定農業者(11名)が確保できているが、10年後には担い手が減少することが懸念される。

【地域の基礎的データ】

農業者:14人(うち50歳代以下5人)、組織経営体:1法人

(2) 地域における農業の将来の在り方

三幸ヶ野地区には、地区内の農地の保全を目的として設立した「三幸ヶ野かんしょの里保全会」が存在しており、この地域組織が中心となって、担い手への農地集積及びその保全に取り組む。

また、三幸ヶ野地区には、高収益作物として食用甘藷、果樹の作付けが行われているが、長引く「サツマイモ基腐病」の影響により食用甘藷の作付面積が減少している状況にある。その対応策として①持ち込まない(種芋の選別、苗床の消毒等) ②増やさない(輪作、排水対策等) ③残さない(収穫残渣の持ち出し等)を徹底し、優良産地として維持・発展を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.05 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.24 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構に貸し付けし、その農地を担い手に集積・集約していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
三幸ヶ野地区については、30～50a区画のほ場整備事業を実施している。今後は、更なる作業の効率化を図るため、畦畔除去による農地の大区画化を進めるとともに、農道整備や排水対策もあわせて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関・団体と連携を図りつつ、地区内の多様な経営体が農業経営を展開できるよう、三幸ヶ野かんしょの里保全会がサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内担い手による作業受託(食用甘藷のドローン防除等)を進め、農作業の効率化等を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策については、電気柵の設置で被害防止を図るとともに、串間市猟友会との連携による駆除を進める。
- ②③④地区内で有機農業、スマート農業、海外輸出に関する研修を行いながら、必要に応じて実践していく。
- ⑨農地の有効活用を図るため、農地の大区画化及び排水対策、農道整備を検討していく。